# 公的研究費等の不正防止対策の基本方針

平成 27 年 3 月 30 日

本学は、大学の教育研究に対する国民の負託にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としており、研究等に従事する全ての者は本学の一員であることを自覚し、常に良心と良識に従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努めなければなりません。

研究活動における不正行為の防止

(1)　研究費の不正使用を行わない。

(2)　ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わない。

(3)　研究データ・資料の適切な取扱と管理・保存を徹底する。

(4)　不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。